

藤井寺市立老人福祉センター

指定管理者募集要項

【申請書の提出】

提出期間：令和8年8月17日（月）から8月28日（金）までの
土曜日、日曜日及び祝日を除く平日

午前9時から午後5時まで

（12時から13時を除く）

提出先：藤井寺市健康福祉部高齢介護課（市役所1階③番窓口）

提出方法：持参による提出（持参以外の方法では受付ません）

目 次

I. 募集の目的	P. 1
II. 施設の概要	P. 1
(1) 名称	P. 1
(2) 所在地	P. 1
III. 公募の概要	P. 1
(1) 指定期間	P. 1
(2) 指定管理者が行う業務（管理の基準及び業務の範囲）	P. 1
(3) 応募資格	P. 2
(4) 指定管理料	P. 3
(5) 公募から業務開始までのスケジュール	P. 3
(6) 募集要項の配付について	P. 3
(7) 質問書の提出	P. 3
(8) 申請書の提出	P. 4
(9) 自主事業	P. 4
(10) 業務の委託	P. 4
IV. 候補者の選定	P. 4
(1) 指定管理者候補者選定委員会	P. 4
(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施	P. 5
(3) 指定管理者選定基準	P. 5
(4) 審査の対象又は交渉の対象からの除外	P. 6
(5) 選定結果の通知及び公表	P. 6
V. 指定管理者の指定	P. 7
(1) 指定管理者の指定	P. 7
(2) 協定書の締結	P. 7
VI. 留意事項	P. 7
(1) 重複提案の禁止	P. 7
(2) 応募書類の取扱い	P. 7
(3) 費用負担	P. 7
(4) 追加書類の提出	P. 7
(5) 守秘義務	P. 7
(6) 著作権	P. 7

藤井寺市立老人福祉センター指定管理者募集要項

I 募集の目的

藤井寺市（以下「市」という。）では、施設の設置目的を効果的に達成し、市民サービスの向上及び経費の縮減等を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成22年藤井寺市条例第11号）第2条及び藤井寺市立老人福祉センター条例（昭和52年藤井寺市条例第18号）第4条の規定に基づき、施設の管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

本募集要項は、藤井寺市立老人福祉センターの指定管理者の募集に関して必要な事項を定めたものです。

II 施設の概要

- （1）名 称：藤井寺市立老人福祉センター
- （2）所在地：藤井寺市国府2丁目5番38号

III 公募の概要

- （1）指定期間：令和9年4月1日～令和14年3月31日

※ 指定管理期間であっても、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第11条第1項の規定により、指定の取消し等を行う場合があります。

- （2）指定管理者が行う業務（管理の基準及び業務の範囲）

- ① 施設の使用許可に関する業務
- ② 施設の管理に関する業務
- ③ その他市長が必要と認める業務

※ 管理の基準及び詳細な業務の範囲については、藤井寺市立老人福祉センター条例、藤井寺市立老人福祉センター条例施行規則（昭和52年藤井寺市規則第8号）及び藤井寺市立老人福祉センター管理業務等仕様書を参照してください。

(3) 応募資格

応募対象者は、法人又はその他の団体で、応募期間内に必要な書類等を不備なく提出し、かつ、下記の条件を満たす者としします。

- ① 個人ではなく、法人又はその他の団体（以下「団体」という。）であること。
- ② 施設の管理運営を安定的かつ円滑に行える団体であること。
- ③ 複数の団体が共同事業体を構成し、申請するときは、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 共同事業体の名称、所在地等を設定し、共同事業体を構成する団体の中で代表となる団体を定めること。

イ 構成団体間で協定書等を締結し、代表団体へ必要事項を委任すること。

ウ 共同事業体として申請する場合、その構成団体は他の共同事業体の構成団体として又は単独で申請することはできない。

- ④ 団体及びその代表者が、次に掲げる欠格項目に該当しないこと。

ア 法律行為を行なう能力を有しない者。

イ 租税公課、労働保険料及び社会保険料を滞納している者。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者。

エ 特定非営利活動法人については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第42条に該当する者。

オ 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けた者。

カ 地方自治法施行令（昭和22年令第16号）第167条の4の規定により、藤井寺市における入札参加を制限されている者。

キ 選定委員又は選定事務に関与する者が、応募しようとする団体の経営又は運営に直接関与している又は利害関係にある場合。

ク 暴力団（藤井寺市暴力団排除条例（平成25年藤井寺市条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（同条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）が役員である場合。

ケ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている者（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）。

コ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から告発、排除勧告、審決又は課徴金納付命令を受けた日から2年を経過していない者。

サ 申請する団体の役員（団体の監査役及び監事を含む。）等が、次のいずれかに該当する者。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人。
- ・ 破産者で復権を得ない者。
- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。

シ 当該施設の管理運営に不可欠な資格を有しない又は有する者を手配できない者。

(4) 指定管理料

提案された事業計画書等に記載された金額に基づき、改めて市と指定管理者が協議し、年度協定書で定め、予算の範囲内（会計年度毎）で支払います。

また、指定管理料については、基本的には非精算方式を採用します。ただし、指定管理料に含まれる経費のうち、修繕料及び備品購入費については、精算します。

（修繕及び備品購入については、金額にかかわらず全て市への報告が必要です。）

(5) 公募から業務開始までのスケジュール

公募から業務開始までのスケジュールは以下のとおりの予定です。

(1) 募集要項配付	令和8年8月3日～8月28日
(2) 質問書の受付	令和8年8月3日～8月10日
(3) 質問書の回答	令和8年8月17日まで
(4) 申請書の受付	令和8年8月17日 ～令和8年8月28日
(5) 候補者の選定 (指定管理者候補者選定委員会の開催) (プレゼンテーション及びヒアリング有)	令和8年9月中旬 ～令和8年9月下旬
(6) 市議会での議決	令和8年12月下旬
(7) 協定（基本協定・年度協定）の締結	令和9年1月～令和9年3月
(8) 業務引継ぎ	基本協定締結後 ～令和9年3月31日
(9) 指定管理者による業務開始	令和9年4月1日

(6) 募集要項の配付について

① 募集要項配付期間：令和8年8月3日（月）～8月28日（金）

② 配付場所

申請書等は、市ホームページからダウンロードできます。

アドレス <https://www.city.fujiidera.lg.jp>

また、高齢介護課へメールにて依頼し、高齢介護課より受信したメールへ配布を行います。

アドレス kaigo@city.fujiidera.lg.jp

(7) 質問書の提出

① 提出期間 令和8年8月3日（月）～8月10日（月）午後5時〔必着〕

② 質問方法 質問書（様式7）に必要事項をご記入のうえ、FAX 又は電子メールのいずれかで高齢介護課まで提出してください。また、口頭（電話や窓口）での質問には一切応じかねます。

- ③ 質問内容 公募及び施設に関することのみとします。なお、質問によっては、お答えしかねる場合もあります。
- ④ 回答方法 令和8年8月17日（月）までに、市のホームページへの掲載により回答します。質問者への書面での回答等はいりません。
- ⑤ その他 現地見学を希望される場合は、高齢介護課へお問い合わせください。

（8）申請書の提出

- ① 提出期間 令和8年8月17日（月）～8月28日（金）午後5時〔必着〕
平日の午前9時から午後5時（但し、12時から午後1時を除く）
- ② 提出方法 申請書類に必要事項を記入のうえ、持参にて高齢介護課まで提出してください。持参以外の方法や提出期間外の提出は原則として受け付けません。また、提出後の書類の追加及び変更は認めません。
- ③ 提出部数 応募書類は、原本1部、副本11部を提出してください。
- ④ 応募辞退 申請書類を提出した後に、応募を辞退されるときは、令和8年8月28日（金）〔必着〕までに辞退届（様式8）に必要事項を記入のうえ、持参、郵送、FAX 又は電子メールのいずれかで高齢介護課に提出してください。
- ⑤ その他 提出された書類に不備等があれば、再提出を求める場合があります。その場合は、市から通知等により連絡します。
- ⑥ 申請書類 藤井寺市立老人福祉センター指定管理者申請様式集のとおり

（9）自主事業

指定管理者は施設の管理運営業務（指定管理業務）に支障をきたすことがなく、かつ施設の設置目的の範囲内で、施設の利用促進又はサービスの向上のために、独自に企画し、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。事業を実施する際は、事前に自主事業計画書及び収支計画書を提出のうえ、市の承認を得る必要があります。

なお、自主事業にかかる経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行うこととします。

（10）業務の委託

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託することができます。しかし、業務を一括して委託することはできません。

IV 候補者の選定

（1）指定管理者候補者選定委員会

指定管理者は、識見を有するもの等で組織される指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、応募者の中から施設の設置の目的を効果的に果たすことができる法人その他団体を候補者として選定します。

また、選定にあたっては、書類審査及び面接審査等により総合的に審査します。面接審査については、プレゼンテーション及びヒアリングなどを行います。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募団体は、提出された申請内容に基づき、選定委員会において、プレゼンテーションを行っていただきます。（プレゼンテーション不参加の場合、応募を辞退したものと見なします。）

また、プレゼンテーション終了後、ヒアリング（申請内容及びプレゼンテーション内容）を行います。

実施方法については次のとおりです。

- ・ プレゼンテーション15分、ヒアリング20分程度を予定（応募団体数により多少の変更の可能性あり）
- ・ 実施日としては、令和8年9月中旬～下旬を予定しています。
- ・ 発表時にパソコン等の機材を使用したい場合は、事前に高齢介護課へ連絡してください。

(3) 指定管理者選定基準

指定管理者の選定は、藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条に基づいた以下の基準により審査を行い、合計点の高い申請者を選定します。

なお、合計点が最低基準（満点の5割）に満たないときは、応募団体が1団体のみの場合であっても候補者が選定されず、公募によらない指定管理者の選定を行う場合があります。

指定管理者候補者 選定基準

審査基準（条例規定）		審査項目	
【1】 サービスの向上等	施設の利用に関し、利用者の公平な利用の確保及びサービスの向上が図れるものである。 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 <u>第4条第1号</u>	①	事業内容や実施手法について
		②	利用者ニーズの把握と業務への反映について
		③	自己点検・評価によるサービス向上や業務改善について
【2】 施設の維持管理及びその効用	施設の適切な維持及び管理の下、当該施設の目的に基づいた効果を最大限に発揮するものである。 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 <u>第4条第2号</u>	①	組織・人員配置について
		②	安全管理及び緊急時の対応について
		③	個人情報保護及び情報公開について
		④	施設及び附帯設備について
【3】 経費の縮減	施設の管理に係る経費の縮減が図れるものである。 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 <u>第4条第3号</u>	①	経費の縮減について（1）
		②	経費の縮減について（2）

審査基準（条例規定）		審査項目	
【4】 団体の管理能力	指定施設の管理を安定して適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有するものである。 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 <u>第4条第4号</u>	①	財務状況について
		②	管理運営業務(指定管理者)実績について
		③	人材育成、職員研修等について
		④	雇用について
		⑤	環境への配慮について
【5】 その他	その他市長が必要と認める事項 藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 <u>第4条第5号</u>	①	自主事業について
		②	高齢者福祉行政についての考え方
		③	センター内の各クラブに対する対応について
自己PRによる加算点			
面接審査		プレゼンテーション及びヒアリング等による加算点	

（４）審査の対象又は交渉の対象からの除外

応募者が次に掲げる場合に該当したときは、審査の対象又は交渉の対象から除外します。

- ア 委員会の委員又は本件業務に従事する市職員に対し、本件応募について不正な接触の事実が認められた場合。
- イ 申請書類等に虚偽の記載があった場合。
- ウ 本要項中の「Ⅲ公募の概要（３）応募資格」に示す指定管理者の応募資格を満たしていないことが判明した場合。
- エ 応募者による業務履行が困難であると判断される事実が判明した場合。
- オ 社会的信用を著しく損なう行為等により、応募者が指定管理者として業務を行うことが相応しくないと市が認めた場合。
- カ その他不正な行為があったと市が認めた場合。

（５）選定結果の通知及び公表

選定結果については、応募者全員に対して書面による通知を行います。なお、結果についての質疑申立等は一切受け付けません。

また、選定結果については、市の広報紙及びホームページへの掲載によって公表します。選定から外れた者の名前又は団体名については、公表の対象とはなりません。

V 指定管理者の指定

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会に候補者を指定管理者とする議案を付議し、議案の議決によって候補者を指定管理者として指定することとなります。

ただし、市議会が否決した場合又は市議会の議決を経るまでの間に、「Ⅳ指定管理者の選定（４）審査の対象又は交渉の対象からの除外」に掲げるような事由により候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められるときは、指定しないことがあります。この場合、市は候補者に生じた損害等を負担しません。

(2) 協定書の締結

指定管理者の指定後、市と指定管理者は応募内容を前提に、施設の管理運営に必要な事項について、詳細な協議を行います。この際、藤井寺市競争入札参加資格を有していない団体は、入札参加資格の申請による登録が事前に必要となります。

指定管理者の開始にあたっては、協議の結果を基本協定書にまとめ、指定管理期間を有効期間としてこれを締結します。また、各年度毎の管理経費等に関する事項を定めた年度協定書も締結します。

VI 留意事項

(1) 重複提案の禁止

応募一団体（グループ）につき、提案は一案とします。複数の提案はできません。

(2) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

また、市は本事業において選定結果を公表する場合に必要と認めるとき提出書類の全部または一部を無償で利用できるものとします。

(3) 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

(4) 追加書類の提出

市又は指定管理者候補者選定委員会が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 守秘義務

指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用してはいけません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又はその職を退いた後も同様とします。

(6) 著作権

市が提示する設計図書等の著作権は市及び作成者に帰属し、申請者の提出する書類に著作物が含まれる場合の著作権は申請者に帰属します。なお、本業務において公表する場合やその他市が必要と認める場合は、市は提出書類の全部又は一部を無償で利用できるものとします。

問合せ及び申請書等提出先

藤井寺市 健康福祉部高齢介護課

高齢者福祉支援担当（市役所 1 階③番窓口）

〒583-8583 藤井寺市岡 1 丁目 1 番 1 号

電 話 072-939-1169

F A X 072-939-0399

電子メール kaigo@city.fujiidera.lg.jp